官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（総務一）　一
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通一）　六
〔法規的告示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通八）　三六
○自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する告示（環境二）　四四
〔その他告示〕
○有形文化財を重要文化財に指定する件（文部科学一）　六六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産三〇）　七七
○登録外国生産業者の住所の変更に係る届出があった件（同三一）　九〇
○肥料の登録が失効した件（同三二）　九〇
○改良すべき踏切道を指定した件（国土交通九）　九〇
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇～一三、一五、一七～二一、二六～二八）　九四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一四、二二～二五）　九五
○直轄砂防工事を施行する件（同一六）　九六
〔官庁報告〕
文　教
日本学士院会員候補者の推薦について（日本学士院）　一〇〇
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇一
特殊法人等
首都高速道路株式会社都市計画事業、独立行政法人都市再生機構関係　一四一
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四三
会社その他
会社決算公告　一四六

省令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月九日

総務大臣　林　芳正